【資料1】

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

次期報酬改定について

令和８年10月28日（水）

厚生労働省　障害保健福祉部　障害福祉課長

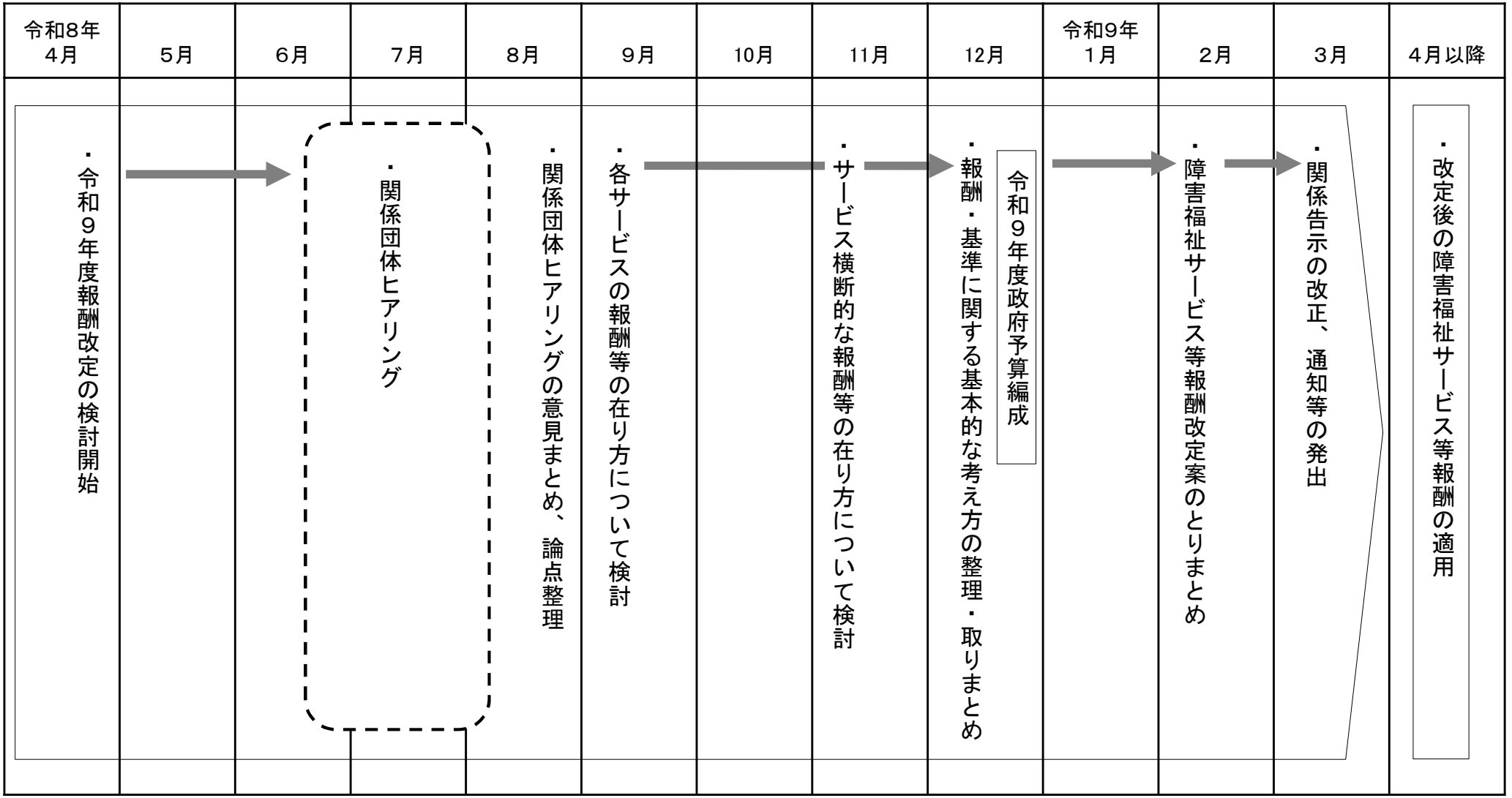
大竹　雄二

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和９年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方（案）

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第55回（R8.4.28）	資料５

○　令和９年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討については、以下のスケジュールで進めてはどうか。



※　議論の状況については、適宜、障害者部会に報告する。

経済財政運営と改革の基本方針2026、日本成長戦略 （令和８年７月21日閣議決定）

経済財政運営と改革の基本方針2026（抜粋）

第３章　責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」
２．全世代型社会保障の構築
（１）社会保障と税の一体改革の推進

（医療・介護等）
医療・介護・障害福祉等の分野の技術の発展と普及を支援し、DX／AX、多職種連携を含むチーム医療等による生産性の向上と職員配置の柔軟化に向けた一層の取組を図るとともに、経営情報の見える化を進め、経営実態を把握した上で、物価と賃金の変動に適切に対応し、経営の安定、処遇改善を図りつつ、社会保障制度改革を着実に実行する[120]。

（略）**次期介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定では、経営データベースの整備・活用を含め、2026年度診療報酬改定における各般の取組を参考にしつつ、介護・障害福祉分野の賃上げの状況や介護・障害福祉サービス等事業者の経営状況等を把握した上で、補装具費支給基準額も含め、物価の変動に適切に対応するとともに、他職種と遜色のない処遇改善の実現を図る。障害福祉サービス等の費用の急伸への対応を含め、サービスの質の確保・向上と制度の持続可能性の確保のための報酬や制度の在り方を検討する。**あわせて、医療・介護・保育・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

[120]具体的には、社会保障関係費については、給付と負担の改革努力を継続しつつ、高齢化による増加分に相当する伸びに経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。

日本成長戦略（抜粋）

Ⅲ．８つの分野横断的な課題の解決
７．賃上げ環境整備
（２）対応の方向性
③講ずるべき施策パッケージ

ⅵ）医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応
令和7年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和8年度診療報酬改定、**介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置**、保育士・幼稚園教諭**等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。**あわせて、必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

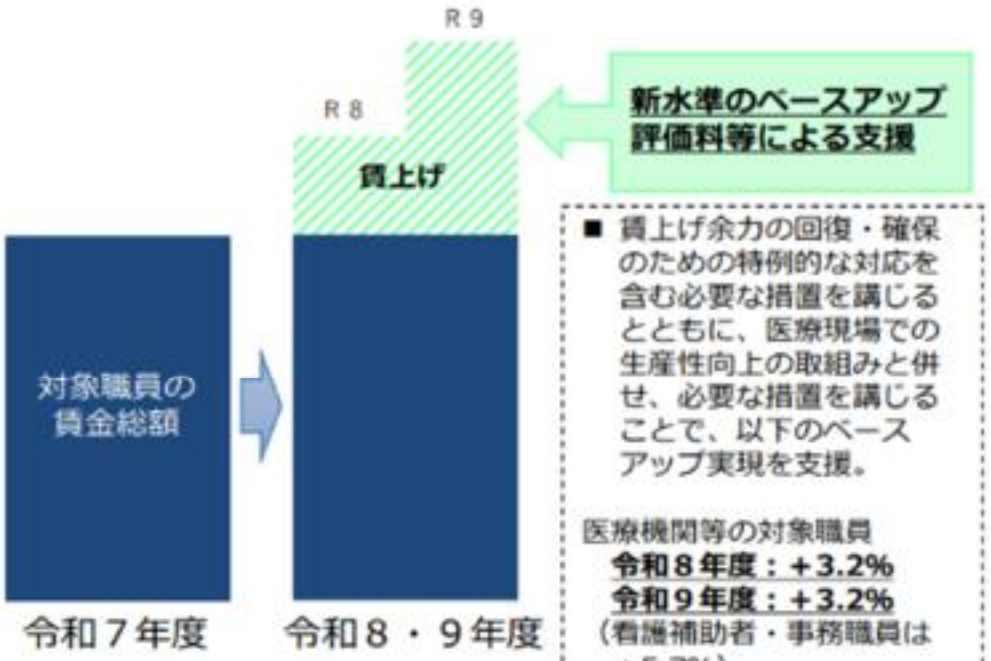
（参考）令和8年度診療報酬改定における対応賃上げ・物価対応

令和８年度診療報酬改定

賃上げ・物価対応に係る全体像

【基本的な考え方】

賃上げ対応



新水準のベースアップ評価料等による支援

■ 賃上げ余力の回復・確保のための特例的な対応を含む必要な措置を講じるとともに、医療現場での生産性向上の取組みと併せ、必要な措置を講じることで、以下のベースアップ実現を支援。

医療機関等の対象職員
令和８年度：＋3.2%
令和９年度：＋3.2%
（看護補助者・事務職員は＋5.7%）

物価対応



■ **物価対応料を新設**
（令和９年度は令和８年度の２倍となる予定）
①令和８年度以降の物価上昇への対応分

■ **入院料等に包括**
②令和６年度診療報酬改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分
③高度機能医療を担う病院（大学病院を含む）への特例的な対応分

■ それぞれの施設類型ごとの費用関係データに基づき配分を行う。さらに、病院の中でも、その担う医療機能に応じた配分を行う。

【令和８年度以降の対応】

■ 令和８年度の医療機関の経営状況等について調査を実施。

■ 実際に支給される給与（賞与を含む）に係る賃上げ措置の実績について詳細な把握を行う。

■ 実際の経済・物価の動向が令和８年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合は、令和９年度予算編成において加減算を含め更なる必要な調整（特例的な対応分を除く）を行う。

障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査結果のポイント

○　**福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の基本給等**(※1)について、令和６年９月と令和７年７月を比較すると**１１，１１０円の増（＋４．５%）**となっている。

○　また、**平均給与額**(※2)**については**、令和６年９月と令和７年７月を比較すると**１６，９７０円の増（＋５．４%）**となっている。

福祉・介護職員等処遇改善加算取得	令和６年９月	令和７年７月	差　額
基　本　給　等（月給・常勤の者）	２４９，６２０円	２６０，７３０円	＋１１，１１０円
平　均　給　与　額	３１６，３７０円	３３３，３４０円	＋１６，９７０円

※１　基本給等 ＝ 基本給（月額） ＋ 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）
※２　平均給与額 ＝ 基本給（月額）＋ 手当 ＋ 一時金（４～７月の支給金額の１／６。賞与等含む。）
※３　金額は１０円未満を四捨五入している。
※４　調査対象となった施設・事業所に、令和６年度と令和７年度ともに在籍している福祉・介護職員について比較している。

令和7年度の加算の取得状況	本調査(R7．7時点)	参考)国保連データ
福祉・介護職員等処遇改善加算	89．9%	88．9% ※
① 加算Ⅰ	54．6%	43．3% ※
② 加算Ⅱ	18．7%	25．4% ※
③ 加算Ⅲ	13．1%	14．0% ※
④ 加算Ⅳ	3．5%	2．7% ※

※　国保連データ（令和７年３月サービス提供分）

加算額の一部の令和７年度への繰越状況	
加算額の一部を令和７年度に繰り越した	11．7%
加算の全額を令和６年度分の賃金改善に充てた	81．7%

福祉・介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由（複数回答）※上位４つを掲載	
事務作業が煩雑	24．9%
届出に必要となる事務を行える職員がいない	13．8%
算定要件を達成できない	12．9%
対象施設・事業所の制約のため困難	10．7%

賃金改善の実施方法（複数回答）	
定期昇給	49．8%
ベースアップにより対応	49．8%
賞与等の引き上げまたは新設	48．0%
既存の各種手当の引き上げ	18．3%
各種手当の新設	15．3%

給与等の引き上げの対象者（複数回答）	
施設・事業所の職員全員	61．6%
調査対象サービスの従事者全員	9．6%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの従事者	17．9%
調査対象サービスの福祉・介護職員全員	8．5%

福祉・介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答）※上位５つを掲載	
サービス管理責任者等	80．7%
事務員	39．2%
看護職員	29．8%
福祉・介護職員以外の配置指導員等	20．7%
理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員、心理指導担当職員	18．5%

【出典】令和７年障害福祉サービス等報酬改定検証調査事業「障害福祉人材の確保及び処遇状況等に関する調査」

令和７年度障害福祉サービス等経営概況調査結果
（各障害福祉サービス等における収支差率）

サービスの種類	令和5年度決算	令和6年度決算	増減
訪問系サービス			
居宅介護	9.3%	8.9%	▲0.4%
重度訪問介護	7.7%	6.4%	▲1.3%
同行援護	4.1%	4.2%	0.0%
行動援護	8.4%	6.3%	▲2.1%
日中活動系サービス			
短期入所	5.4%	2.3%	▲3.1%
短期入所（福祉型）	6.8%	3.5%	▲3.3%
短期入所（医療型） ※	▲19.4%	19.8%	39.1%
短期入所（福祉型強化） ※	7.6%	▲22.0%	▲29.6%
療養介護	1.0%	1.3%	0.3%
生活介護	7.1%	6.3%	▲0.8%
生活介護（通所型）	8.7%	9.7%	1.0%
生活介護（入所施設） ※	4.8%	1.5%	▲3.3%
施設系・居住系サービス			
施設入所支援	4.4%	2.7%	▲1.7%
共同生活援助	5.2%	5.5%	0.3%
共同生活援助（介護サービス包括型）	5.0%	6.9%	1.9%
共同生活援助（日中サービス支援型）	6.8%	5.1%	▲1.7%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.4%	2.4%	0.9%
訓練系・就労系サービス			
自立訓練（機能訓練）	2.0%	1.7%	▲0.3%
自立訓練（生活訓練）	5.3%	3.2%	▲2.1%
就労移行支援	8.2%	6.0%	▲2.1%
就労継続支援A型	6.6%	6.8%	0.2%
就労継続支援B型	6.0%	6.2%	0.3%
就労定着支援	7.2%	7.6%	0.3%

サービスの種類	令和5年度決算	令和6年度決算	増減
相談系サービス			
自立生活援助	2.7%	0.6%	▲2.1%
計画相談支援	4.2%	3.3%	▲1.0%
地域移行支援	0.7%	1.7%	1.0%
地域定着支援	1.6%	▲1.3%	▲2.9%
障害児相談支援	4.1%	2.1%	▲2.0%
障害児通所・訪問サービス			
児童発達支援	8.1%	7.8%	▲0.3%
放課後等デイサービス	7.9%	9.1%	1.2%
居宅訪問型児童発達支援 ※	8.9%	5.1%	▲3.8%
保育所等訪問支援	6.5%	6.3%	▲0.2%
障害児入所サービス			
福祉型障害児入所施設	3.7%	8.1%	4.5%
医療型障害児入所施設	5.4%	2.1%	▲3.4%
全サービス平均（参考）			
全体（単純平均）	5.0%	4.6%	▲0.4%
全体（加重平均）	6.7%	**6.5%**	▲0.2%

収支差率＝（障害福祉サービス等の収入額 － 障害福祉サービス等の支出額） ／ 障害福祉サービス等の収入額
・障害福祉サービス等の収入額は、障害福祉サービス等事業収益、各種補助金収益及び本部からの繰入金収益の合計額
・障害福祉サービス等の支出額は、障害福祉サービス等事業費用、借入金利息及び本部への繰入金費用の合計額
注1：サービスの種類に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため参考数値として公表している。
注2：重度障害者等包括支援、医療型児童発達支援については、有効回答数が極めて少ないため公表の対象外としている。
注3：全サービス平均の加重平均値は、総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出したもの。

令和9年度障害福祉報酬改定に向けた主な論点（案）

はじめに

○　障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から20年が経過し、現在、障害福祉サービス等の利用者は約170万人となり、国の予算額は約2兆3千億円で施行時と比較すると約4.5倍となるなど、支援は年々拡充している。

○　一方で、特に令和6年度障害福祉報酬改定（改定率＋1.12%）後においては、総費用額が＋12.1%の伸び（一人あたり総費用額：＋6.0%、利用者数：＋5.8%）となる中で、引き続き人材確保が課題となり、サービスの質の低下も懸念される状況がある。そのため、令和8年度には、喫緊の課題である従事者の処遇改善に加えて、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、臨時の報酬改定を実施した。

○　引き続き、物価高騰や賃金上昇、人材確保の必要性、経営の状況等を踏まえ、利用者に必要な質の高いサービスを提供できるよう、必要な対応を行う必要がある。また、制度の持続可能性の確保が重要な課題である中で、こうした観点を踏まえた上で、メリハリのきいた報酬体系とする必要がある。

○　制度面においても、令和8年の社会福祉法等改正法において、中山間・人口減少地域におけるサービス基盤の維持・確保や、障害福祉現場における人材確保・生産性向上等の取組を推進するための見直しが行われたほか、手話施策推進法、高次能機能障害者支援法が成立するとともに、医療的ケア児支援法の見直し等がなされている。

　また、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」や、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」、「障害児支援における人材育成に関する検討会」等の各種検討会における報告書等がとりまとまるとともに、本年3月には、令和9年度から令和11年度までの第8期障害福祉計画及び第4期障害児支援計画を作成するための基本方針も示されており、これらを踏まえた対応も求められる。

○　このような状況等を踏まえ、令和9年度障害福祉報酬改定において検討を行う際の主な論点について、報酬改定チームでの団体ヒアリングにおける意見も参考としつつ、以下のとおり整理し、今後検討を進めていくこととしてはどうか。

＜主な論点(案)＞

1. 持続可能なサービス提供体制の確保
2. 希望する地域等での生活の支援や多様なニーズへの対応
3. サービスの質の確保・向上と制度の持続可能性の確保
4. 地域差や人口減少への対応等

※　上記の論点は現時点のものであり、今後議論を進めていく中で変更することがあり得る。

令和9年度障害福祉報酬改定に向けた主な論点（案）

基本的な考え方

○　前回の令和6年度障害福祉報酬改定以降、障害者本位ではないサービス提供が行われている事案が相次いで明らかとなり、また、「特段の知識や経験は不要」「利益をあげることができる」として、新規の参入・事業実施等を働きかける例も見られている。

十分に質が確保されていないサービスを提供する事業者も参入してきている中で、障害福祉に係る総費用の増加や人材確保の困難さといった課題に拍車がかかっており、令和9年度障害福祉報酬改定に当たっては、**必要な支援を行っていない事業者ではなく、質の高い支援の提供にしっかりと資源が用いられるようにする見直しが、制度の持続可能性の観点からも必要不可欠**である。

事業者指定や指導監査等に関する取組に加え、報酬上もサービスの質の確保・向上に向けた取組を徹底し、メリハリのきいた報酬体系とするなど、総合的な取組を行う必要があるのではないか。

○　その上で、サービス提供体制の確保や希望する地域等での生活の支援、多様なニーズへの対応等について、必要な措置を講じていく必要があるのではないか。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2026（令和８年７月21日閣議決定）抜粋

次期介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定では、経営データベースの整備・活用を含め、2026年度診療報酬改定における各般の取組を参考にしつつ、介護・障害福祉分野の賃上げの状況や介護・障害福祉サービス等事業者の経営状況等を把握した上で、補装具費支給基準額も含め、物価の変動に適切に対応するとともに、他職種と遜色のない処遇改善の実現を図る。障害福祉サービス等の費用の急伸への対応を含め、サービスの質の確保・向上と制度の持続可能性の確保のための報酬や制度の在り方を検討する。

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会

趣旨

○　障害者支援施設は地域移行を推進すること、重度障害者等への専門的な支援を行うことなど、様々な役割があるが、**今後、更なる地域移行を進めて行くため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められている**。

○　検討に向けた材料を整理するため、「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究（令和6年度障害者総合福祉推進事業）」において委員・協力団体からの意見収集、入所施設の実態調査、施設・法人ヒアリングや当事者・保護者ヒアリングを実施した。

○　上記を踏まえ、障害者支援施設の役割・機能を整理し、障害福祉計画の基本指針の見直しや次期報酬改定に向けた検討を行う。

開催状況

第１回検討会（令和７年５月２６日）

第２回検討会（令和７年６月２５日）

第３回検討会（令和７年８月２０日）

第４回検討会（令和７年９月１６日）

構成員

	安部井　聖子	全国重症心身障害児（者）を守る会　会長
	荒井　隆一	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会　代表
	今村　登	特定非営利活動法人　ＤＰＩ日本会議　事務局次長
	岩上　洋一	一般社団法人　全国地域で暮らそうネットワーク　代表理事
	岡部　浩之	特定非営利活動法人　全国地域生活支援ネットワーク　副理事長
◎	小澤　温	筑波大学　名誉教授
	児玉　和夫	公益社団法人　日本重症心身障害福祉協会　理事長
	佐々木　桃子	一般社団法人　全国手をつなぐ育成会連合会　会長
	佐藤　則子	当事者構成員
	相馬　大祐	長野大学　社会福祉学部　准教授
○	曽根　直樹	日本社会事業大学　社会事業研究所　客員教授
	髙橋　朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課　課長
	冨岡　貴生	特定非営利活動法人　日本相談支援専門員協会　代表理事
	中尾　富嗣	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会　常任協議員
	野澤　和弘	植草学園大学　副学長
	樋口　幸雄	公益財団法人　日本知的障害者福祉協会　会長
	福嶋　翔太	当事者構成員
	松山　香里	品川区福祉部障害者支援課　課長
	三浦　貴子	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会　副会長
	横川　豊隆	当事者構成員

◎座長、○座長代理　（五十音順・敬称略）

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会
これまでの議論のまとめのポイント

障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿

①　利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

②　地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③　地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④　入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要。

1. 施設入所支援に係る報酬・基準について

施設入所支援

施設入所支援に係る論点

論点１　居室の形態に応じた評価について

論点２　日中活動の場と住まいの場の分離の取組の評価について

論点３　高齢の障害者への対応、看取りや終末期への対応について

論点４　地域移行等意向確認未実施減算の見直しについて

論点５　障害者支援施設のサテライト的な施設の創設について

論点６　中山間・人口減少地域における基準の在り方について

【論点１】居室の形態に応じた評価について

現状・課題

○ 「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」のこれまでの議論のまとめ（令和７年９月24日）においては、施設の居室について、「施設の利用者に対する支援の質・生活環境の向上や個別的支援の提供のため、個室化やユニット化により生活単位の小規模化を更に推進し、地域における生活環境に近づけることで、地域移行後の暮らしを見据えて利用者自身が持つ力を高めていく必要がある」や「施設であっても自分の部屋は、プライバシーが確保され、自分の持ち物を飾ったりできる広さのある個室が望ましい」とされている。

○ また、令和９年度からの第８期障害福祉計画の策定に係る基本指針においても、当該とりまとめも踏まえ、居室は個室を基本とし、生活環境の向上に向けた取組を進めていくこととされている。

○ 一方で、「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」（令和６年度障害者総合福祉推進事業）におけるアンケート調査で、居室の形態について「多床室のみ」及び「多床室及び個室」と回答した事業者のうち、６割以上の事業者が「今後の個室化の予定なし」と回答している。

○ 現行の施設入所支援の報酬では、居室の形態に応じた評価はしていない。

論　点

○ 障害者支援施設における居室の個室・ユニット化を推進していくため、報酬上の評価についてどのように考えるか。

検討の方向性

○ 居室の個室・ユニット化により、入所者の個々の状態に応じたきめ細かなサービス提供が可能となり、支援の質の向上が図られる一方、多床室と比べて管理及び支援など業務量が増加することに鑑み、まずは、居室の形態の違いに応じた報酬上の評価の設定について検討してはどうか。

（参考）個室・ユニットに関する指摘・方針

「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論のまとめ」（R7.9.24）（抜粋）

○　施設の利用者に対する支援の質・生活環境の向上や個別的支援の提供のため、個室化やユニット化により生活単位の小規模化を更に推進し、地域における生活環境に近づけることで、地域移行後の暮らしを見据えて利用者自身が持つ力を高めていく必要がある。

○　施設であっても自分の部屋は、プライバシーが確保され、自分の持ち物を飾ったりできる広さのある個室が望ましい。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号）（抜粋）

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

（略）障害者支援施設の整備に当たっては、設定する施設入所者数の削減割合の目標値の達成に向けて整合するものであることが求められる。また、居室は個室を基本とし、生活環境の向上に向けた取組を進めていく。

さらに、別表第一の四の施設入所支援に掲げる活動指標により、居室の個室化等の状況を把握し、取組を推進することが望ましい。

【論点2】日中活動の場と住まいの場の分離の取組の評価について

現状・課題

○ 「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究」（令和6年度障害者総合福祉推進事業）において、「障害者支援施設として実施している日中活動サービスを利用（居住する建物内）」が全体の80.3%と最も大きく、次いで「障害者支援施設として実施している日中活動サービスを利用（居住する建物外だが敷地内）」が14.1%であった。

○ 「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」のこれまでの議論のまとめにおいては、地域移行を進めるために、日中活動を敷地外で実施すること、日中活動の場と住まいの場の分離（昼夜分離）を進める必要があることが指摘された。

論　点

○ 敷地外の日中活動サービスの利用が進まない理由についてどう考えるか。

○ 日中活動の場と住まいの場を分離する取組への評価についてどう考えるか。

検討の方向性

○ 敷地外での日中活動について、意思決定支援を充実させた上で、事業者側への対応が必要であれば、障害者支援施設の敷地外にある日中活動サービス事業所を利用する場合の評価（加算）について検討してはどうか。具体的には、障害者支援施設が、その入所者が通う日中活動サービス事業所に対して適切な支援が実施できるよう、入所者の障害特性や状態像などについて情報共有等を行うことについて評価してはどうか。

【論点3】高齢の障害者への対応、看取りや終末期への対応について

現状・課題

○　障害者支援施設においても、障害者の高齢化が進んできており、加齢に伴う変化等により、それまでとは異なる支援ニーズを必要とする場合が生じている。具体的には、高齢化に伴う介護ケアや、看取りや終末期への対応がより求められているとの指摘がある。

○　介護報酬では、診療報酬との給付調整を行った上で、介護老人福祉施設において、平成18年度から「看取り介護加算」が設けられており、一定の看取り期間における看取りケアに対する評価がなされている。また、それ以降、他の居住系サービスにも同様の加算が設けられている。

○　なお、現行制度では、生活介護の指定を受けた障害者支援施設については、配置医師等による処置（健康管理や療養上の指導）が障害福祉報酬により評価されているため、診療報酬の対象ではないが、施設内における看取り等ついては、医行為の一環であるため診療報酬の対象となっており、令和6年度診療報酬改定において、障害者支援施設の入所者が末期の悪性腫瘍である場合、訪問診療における在宅患者訪問診療料の算定が可能な取扱いとしている。

論　点

○　障害者支援施設や共同生活援助等における高齢障害者への介護の在り方についてどう考えるか。

検討の方向性

○　本人及び家族の意向を尊重するとともに、職員のグリーフケア、メンタルケアにも十分留意しながら、まずは高齢の障害者に対するケアの在り方やそれに応じた職員のスキルや人員体制等について整理した上で、障害福祉における看取り等も含めた高齢の障害者へのサービス提供の在り方やその評価について、引き続き検討することとしてはどうか。

【論点４】地域移行等意向確認未実施減算の見直しについて

現状・課題

○　令和６年度障害福祉報酬改定においては、施設入所支援について、地域移行を推進するための取組として、地域移行等意向確認担当者の選任や地域移行等意向確認等に関する指針の策定について運営基準に規定し、令和８年度からはこれらを義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象としている。（１日につき５単位の減算）

※直近の算定状況（令和８年5月分）　9事業所/2,528事業所（算定率0.4%）

○　「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」や第８期障害福祉計画に係る基本指針のとおり、本人の意思に基づいた地域移行を推進するため、各施設の指針作成及び意向確認は重要であり、一層の取組を進める必要がある。

論　点

○　現行の減算の設定（１日につき５単位の減算）について、どう考えるか。

検討の方向性

○　令和８年度から義務化されたことも踏まえ、減算設定の強化を検討してはどうか。

【論点5】障害者支援施設のサテライト的な施設の創設について

現状・課題

○ 「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」のこれまでの議論のまとめにおいて、「地域移行や定員削減を段階的に進めるために、障害者支援施設が定員を削減しつつ運営するサテライト的な施設の必要性も検討する必要がある」ことが指摘されている。

○ 過去に構造改革特区の枠組みで一部の自治体において「サテライト型障害者入所施設」（H17～19年度）の特例措置が講じられたが、活用事例は少数にとどまり、全国展開に至らず終了した。

○ 第８期障害福祉計画に係る基本指針においては、施設入所者数の削減が成果目標とされていることからも、サテライト的な施設を創設するに当たっても、主たる施設の定員は削減することが前提となることに留意が必要である。

○ また、障害者支援施設のサテライト的な施設については、グループホームや自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練など、既存の地域移行に関連する各種支援との役割分担が必要であることや、新たに設置する場合に整備費用の発生などの課題がある。

論　点

○ サテライト的な施設の創設をどのように考えるか。その際、既存のサービス（共同生活援助、自立訓練（生活訓練）など）との役割の棲み分けの整理をどのように考えるか。

【論点5】障害者支援施設のサテライト的な施設の創設について

検討の方向性

○　制度の創設にあたっては、構造改革特区での活用が低調であったことも踏まえつつ、サテライト施設の定義、運用面でのメリット・デメリットや、その他の類似サービスとの役割の違いなどの整理が必要であることから、まずは、そうした点の整理を進めることとし、引き続きの検討課題としてはどうか。

○　一方で、多様な体験や経験を通じた意思形成支援を積み重ね、本人が自分らしい生活を送るための選択の機会を確保することは重要であり、現行制度においても、地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設の職員が、地域移行支援事業者と必要な連絡調整や協議等を行い、当該障害者支援施設の利用者が地域での単身生活を想定した体験的な宿泊支援や地域生活への移行に向けた支援（地域活動への参加や買い物の体験等）を利用した場合の評価を設けている。

○　地域移行に向けた動機付け支援を促進するため、障害者支援施設の利用者が、「共同生活援助」のサービスを体験的に利用した場合において、当該利用者が入所する施設の職員が、共同生活援助事業者との連絡調整及び当該利用者に対する定期的な訪問により、障害者支援施設としての専門的な見地からの状況把握や相談援助を行った場合を評価することについて検討してはどうか。

【論点6】中山間・人口減少地域における基準の在り方について

現状・課題

○ 「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において、障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（法第44条第3項及び 第84条第2項）の中山間地域等における適用については、地域の実情に応じた持続可能なサービスの提供がなされるよう、検討することとされている。

　例えば、中山間・人口減少地域では、サービス利用者の減少により、介護分野・障害福祉分野のそれぞれで施設を維持することが困難となる中で、既存の介護老人福祉施設の空きスペースを活用して障害者支援施設の併設を検討する場合、介護老人福祉施設と障害者支援施設の一人当たり床面積の基準が異なっているためそのまま活用できず、既存施設の有効活用の課題となっていることが指摘されている。

○ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保に向けては、社会福祉法等改正法により、地域の実情に応じた配置基準等が導入可能となるサービス類型（特定地域サービス）を新設している。

論　点

○ 中山間・人口減少地域における障害者支援施設の確保に向けて、基準の在り方についてどう考えるか。

検討の方向性

○ 中山間・人口減少地域において、介護老人福祉施設など既存施設の空きスペースを活用するなど、効率的かつ地域の実情に即した障害者支援施設のサービス提供体制の維持・確保を図るため、特定地域サービスの制度等を活用し、当該地域における一定の基準緩和を検討してはどうか。

【論点1】基本報酬に係る利用定員の区分の見直しについて

生活介護

現状・課題

○ 生活介護は、障害福祉サービスの日中活動の場として重要な役割を担っており、利用者の障害特性や支援ニーズに応じて、多様な規模の事業所が運営されている。

○ 一方で、近年、利用者の重度化・高齢化や、強度行動障害、医療的ケア等の個別ニーズへの対応の必要性が高まる中、個々の利用者の意思・希望に応じた支援や、より個別性の高い支援の重要性が指摘されている。

○ また、「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」のこれまでの議論のまとめにおいては、利用者の意思決定支援の推進、個別的支援の充実、地域生活を見据えた支援の実施、生活単位の小規模化等の必要性が指摘されている。

○ 利用定員が大きくなるほど、利用者の意思決定支援や個別支援の確保が課題となると考えられる。また、現在、報酬体系上は81人以上はすべて同じ区分とされており、規模の拡大に伴う費用構造の変化が十分反映されていないと考えられる。

論　点

○ 利用者の意思・希望を尊重した支援等の観点から、生活介護事業所の規模等に応じた報酬をどのように設定するか。

検討の方向性

○ 利用者の意思決定支援の推進、個別的支援の充実、地域生活を見据えた支援の実施、生活単位の小規模化等の推進等に対応しつつ、事業規模等に応じた評価を行う観点から、報酬設定上、91人以上の新たな区分を設けるなど、事業規模等に応じた評価の強化を検討してはどうか。

【論点2】医療的ケア者への支援の強化について

現状・課題

○　医療技術の進歩等により、医療的ケアが必要な障害者（以下「医療的ケア者」という。）は増加しており、地域で生活する医療的ケア者への支援体制の充実が求められているが、医療的ケア者を受け入れる事業所からは、人材確保や受入体制の整備に係る負担が大きいとの指摘がある。

○　特に、看護職員を中心とした専門的な支援体制が必要だが、障害福祉分野では看護職員の確保が難しいことがあり、また、医療的ケア者のサービス利用が少ない日であっても一定の看護体制を維持する必要があることから、事業所の経営負担が大きいとの意見がある。

○　先般の特別国会改正が成立した医療的ケア児支援法改正法においても、支援対象について医療的ケア児の成長等を踏まえて対象を18歳以上の者にも拡大するとともに、支援施策の充実を図ることとされたところである。

論　点

○　医療的ケア者が地域で安心して生活できるよう、必要な日中の支援体制を確保する観点から、どのような支援強化が必要か。

検討の方向性

○　医療的ケア者の受入れを促進し、地域におけるサービス提供体制を確保する観点から、必要な看護職員の確保のため、常勤看護職員等配置加算について見直しを検討してはどうか。

○　医療的ケア者については、体調不良や受診、入院等により欠席が生じやすく、欠席時や利用再開時には、医療的ケアの内容や健康状態の確認、家族や医療機関との連絡調整等、通常よりも多くの準備や調整が必要であり、事業所において追加的な対応が求められているとの意見があることを踏まえ、医療的ケア者等が欠席した場合の欠席時対応加算について拡充を検討してはどうか。

【論点3】障害児施策からの円滑な移行について

現状・課題

○　学齢期には、特別支援学校等の通学と放課後等デイサービス等により、夕方も含め、見守り、余暇活動、学習活動、社会参加の機会が確保されている。一方で、卒業後に利用する生活介護では、サービス提供時間や活動内容が異なるため、特に就労している家族等からは、夕方以降の居場所や預かり等について課題が示されている。

○　また、特別支援学校在学中は教育課程の一環として日中活動の機会が確保されている一方、卒業後は生活介護等の障害福祉サービスへ移行すると、学校で提供されていた人との交流機会を含めた生涯学習の機会が十分に確保されないとの指摘がある。

論　点

○　障害児施策から障害者施策への円滑な移行について、家族負担の軽減の観点も含め、生活介護における対応をどのように考えるか。

検討の方向性

○　特別支援学校等の卒業後における夕方以降の預かりや居場所のニーズを踏まえ、延長支援加算の評価の拡充について検討してはどうか。その際、強度行動障害の状態にある者や医療的ケア者等の重度障害者の場合の評価の拡充についても検討してはどうか。

○　生活介護と日中一時支援事業所等を利用する際に連携して支援を行う場合について、新たな評価を設けることにより、切れ目のない支援体制の構築を促進してはどうか。

○　学齢期から成人期への円滑な移行を支援する観点から、生活介護事業所における生涯学習の実施について努力義務として位置付けてはどうか。

【論点1】医療的ケア児者への支援の強化について

短期入所

現状・課題

○ 医療的ケア児者が地域で生活を継続していくために、短期入所は、家族のレスパイト支援、緊急時の受入れ、介護者の疾病・冠婚葬祭等への対応、地域生活の継続支援などの役割を担っている。

○ これまでも、短期入所については支援の充実を図ってきており、事業所数や利用者数は増加傾向にあるが、医療的ケア児者を受け入れる短期入所事業所については更なる拡充が求められている。

○ 特に、医療型短期入所については、主な実施主体が病院であるが、治療を目的とした診療報酬と比べてレスパイト等を目的とする障害福祉報酬による評価は低く、医療型短期入所の受入れ拡大につながりにくいとの指摘がある。

○ また、医療的ケア児者には、看護職員を中心とした専門的な支援体制が必要だが、障害福祉分野では看護職員の確保が難しく、また、医療的ケア者のサービス利用がない場合であっても一定の看護体制を維持する必要があることから、事業所の経営負担が大きいとの意見がある。

○ さらに、医療型短期入所は、介護老人保健施設や介護医療院でも実施可能であり、令和6年度報酬改定において、介護老人保健施設等が実施する場合に係る指定申請書類簡素化による一定の手続き負担の軽減を図った。「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）においても、介護老人保健施設が実施する場合の指定の在り方について検討課題となるなど、更なる対応を求める声もある。

論　点

○ 家族のレスパイト支援等の強化のため、医療型短期入所の更なる整備に向けて、どのように考えるか。

【論点1】医療的ケア児者への支援の強化について

検討の方向性

○　医療的ケア児者の地域生活を支える基盤として、医療型短期入所の供給体制を強化する観点から、評価について検討してはどうか。

○　医療的ケア児者は、体調不良で利用を取りやめることもあり、そういった場合でも受入の体制のための経費を要していることから、他の通所サービスと同様、欠席時の対応について加算による評価を検討してはどうか。

○　介護老人保健施設や介護医療院での実施事業所の増加のため、手続きについて更なる簡素化等の方策を検討してはどうか。

【論点1】日中活動への評価について

療養介護

現状・課題

○　療養介護は、医療と常時の介護を必要とする重度障害者に対し、医療機関等において日常生活上の支援を行うサービスであり、利用者の多くは重症心身障害者や医療的ケア者等であるとともに、近年は高齢化や障害の重度化も進んでいる。

○　このため、療養介護においては、医療の提供や健康管理に加え、利用者の生活の質（QOL）の維持・向上を図る観点も重要であるが、療養介護利用者についても、本人の意思・希望に応じた日中活動や地域との関わりを確保することが重要との指摘がある。

○　令和7年度障害者総合福祉推進事業「療養介護の在り方に係る調査研究」の結果では、利用者の障害特性や病状等に応じた個別的な日中活動が実施されているものの、人員体制上の制約から活動頻度や内容が限定されているとの実態がみられた。一方で、日中活動の企画・実施を担う専任職員を配置している事業所では、利用者の意思や希望に応じた活動提供が進んでいる実態もみられた。

論　点

○　療養介護における日中活動について、重度障害者や医療的ケア者であっても、本人の意思・希望を踏まえた活動機会を確保することが重要であるが、個別性のある活動や選択機会をどのように確保するか。

検討の方向性

○　個別性のある活動や選択機会を確保する観点から、日中活動の企画・実施を担う職員を配置し、利用者に個別に日中活動のプログラムを作成している場合の新たな評価（加算）を検討してはどうか。

【論点2】中山間・人口減少地域における定員基準の見直しについて

現状・課題

○ 療養介護は、医療と常時の介護を必要とする重度障害者に対して、医療機関等において医療及び日常生活上の支援を提供する重要なサービスであり、重症心身障害者や医療的ケア者等の地域生活を支える基盤となっている。

○ 療養介護は全国的に事業所数が限られており、特に人口規模の小さい地域や過疎地域、中山間地域等においては、利用希望があっても身近な地域にサービス提供事業所が存在しない場合がある。特に利用者数が少ない地域では、現行の定員要件（20人）を満たした事業所の整備が困難との意見がある。

○ 地域における受入基盤の確保を図る必要がある一方で、全国一律の定員下限の緩和は、療養介護の専門性や支援の質の確保等の観点から慎重な検討が必要ではないかとの意見もある。

○ 社会福祉事業においては、社会福祉法上、定員の下限は20人とされているが、政令で定めるものについては、10人以上とされている。

論　点

○ 特に利用者数の少ない中山間・人口減少地域において、療養介護のサービス基盤の確保をどのように進めるべきか。

検討の方向性

○ 地域における療養介護の確保を図る観点から、中山間・人口減少地域に限り、療養介護の定員下限を緩和することについて検討してはどうか。

医療的ケアに係る報酬・基準について（再掲）

【生活介護】

・　医療的ケア者の受入れを促進し、地域におけるサービス提供体制を確保する観点から、必要な看護職員の確保のため、常勤看護職員配置加算について見直しを検討してはどうか。

・　医療的ケア者については、体調不良や受診、入院等により欠席が生じやすく、欠席時や利用再開時には、医療的ケアの内容や健康状態の確認、家族や医療機関との連絡調整等、通常よりも多くの準備や調整が必要であり、事業所において追加的な対応が求められているとの意見があることを踏まえ、医療的ケア者等が欠席した場合の欠席時対応加算について拡充を検討してはどうか。

・　特別支援学校等の卒業後における夕方以降の預かりや居場所のニーズを踏まえ、延長支援加算の評価の拡充について検討してはどうか。その際、強度行動障害の状態にある者や医療的ケア者等の重度障害者の場合の評価の拡充についても検討してはどうか。

【短期入所】

・　医療的ケア児者の地域生活を支える基盤として、医療型短期入所の供給体制を強化する観点から、評価について検討してはどうか。

・　医療的ケア児者は、体調不良で利用を取りやめることもあり、そういった場合でも受入の体制のための経費を要していることから、他の通所サービスと同様、欠席時の対応について加算による評価を検討してはどうか。

・　介護老人保健施設や介護医療院での実施事業所の増加のため、手続きについて更なる簡素を行ってはどうか。

※　現時点で提示したものの再掲。他のサービスについては、次回以降に議題とする予定。

医療的ケアに係る報酬・基準について（再掲）

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 地域における医療的ケア児及び重症心身障害児の受入れを促進する観点から、医療的ケア児への支援実績を有する事業所と新たに受け入れる事業所との間で、必要な知識や支援ノウハウの共有、助言等を行う取組について評価することを検討してはどうか。
- あわせて、新たに医療的ケア児及び重症心身障害児を受け入れる事業所において、円滑な受入れに向けた連携・情報共有等について評価することを検討してはどうか。
- その際、支援の実効性を確保する観点から、評価対象となる支援内容や要件等について整理することを検討してはどうか。
- 看護職員の確保が課題となる中、外部の看護職員を活用した医療的ケア児の受入れを促進する観点から、医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、更なる評価の充実を行うことを検討してはどうか。
- 医療的ケア児及び重症心身障害児を安全に受け入れるため、多職種連携、医療安全管理、緊急時対応体制及び関係機関との連携等の体制や取組について、評価の在り方を検討してはどうか。
- その際、主として重症心身障害児を受け入れる事業所とそれ以外の事業所に求められる機能や役割の違いを踏まえ、それぞれの事業形態に応じて、必要となる体制や評価要件について整理することを検討してはどうか。

【居宅訪問型児童発達支援】

- 居宅訪問型児童発達支援が担っている児童発達支援等の通所支援への移行機能をより一層推進する観点から、通所施設移行支援加算の算定上限回数について見直すことを検討してはどうか。

【障害児入所施設】

- 主として重症心身障害児を支援する施設における発達支援の主な担い手となる保育士及び児童指導員の配置について、人員基準の充実を検討してはどうか。
- いわゆる動ける医療的ケア児を含む医療的ケア児の受入れを推進する観点から、安全を確保しながら日常生活上の活動や社会参加に向けた支援を行うことができる体制について検討してはどうか。
- 福祉型障害児入所施設において、医療的ケア児の受入れを推進する観点から、看護職員加配の評価について見直すことを検討してはどうか。

※　現時点で提示したものの再掲。他のサービスについては、次回以降に議題とする予定。

障害者就労に係る雇用福祉横断検討会（概要）

１．趣旨

障害者の就労支援は、雇用施策と福祉施策との連携の下、その取組を進めてきたが、平成18年の障害者自立支援法の制定以降の我が国の一般就労の場の進展や、それに伴う福祉施策の利用者像の変化などに伴い、障害者就労に係る雇用、福祉の果たすべき役割についても変化してきており、雇用・福祉施策の双方で整理、対応していくべき課題が存在している。

就労系障害福祉サービスについては、本年２月に、公労使、障害者関係団体等の関係者から成る「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」によりとりまとめられた報告書においても言及されるように、雇用、福祉の役割分担など、両面から丁寧に検討していく必要性がある。

このため、本検討会は、障害者の就労に係る雇用施策と福祉施策の在り方について、具体的な検討の方向性を議論することを目的として開催する。

２．主な検討事項

（１）雇用と福祉の役割分担の基本的考え方

（２）就労継続支援の在り方、それらに対する障害者雇用促進法の適用の在り方
（雇用率制度・納付金制度等）

（３）就労選択支援・就労移行支援・就労定着支援の効果的な在り方、障害者就業・生活支援センターとの役割分担

（４）福祉と雇用の相互往来関係（うつ等からの復職、企業雇用における障害者である労働者の加齢に伴う課題等）　　等

雇用と福祉の果たすべき機能・役割と連携の基本的考え方（中間とりまとめ）
【令和８年９月・障害者就労に係る雇用福祉横断検討会】

（基本的考え方）

○　障害の有無にかかわらず、働くことを希望する人が、その能力・適性に合わせて働くことのできる社会の実現を目指していく。このため、

- **一般就労が可能な状態像にある者に対しては、一般就労において雇用機会を設け、**
- **一般就労が困難な者に対しては、福祉において、一般就労への移行支援、又は、就労の場を設ける**

ことを、雇用と福祉それぞれの果たすべき機能・役割の基本とし、連携を強化していくこととする。

1. 就労系サービスの横断的事項に係る報酬・基準について

就労

就労系サービスの横断的事項に係る論点

論点１　一般就労への移行に関する評価について（就労継続支援）

論点２　一般就労への移行・定着に向けた支援について（就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）

論点３　在宅支援について（就労移行支援、就労継続支援）

論点４　施設外就労について（就労移行支援、就労継続支援）

論点５　支給決定の厳格化について（就労移行支援、就労継続支援）

論点６　ガイドラインの厳格化について（就労系サービス）

論点７　会計区分について（就労継続支援B型）

論点８　情報公表について（就労選択支援、就労継続支援）

論点９　就労選択支援の対象者について（就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援）

※　本日の議論等も踏まえ、さらに論点を追加する予定

【論点１】一般就労への移行に関する評価について（就労継続支援）

検討の方向性

○　一般就労への送り出しを行う事業所を評価することは重要であることから、一般就労への移行支援を加算により評価する仕組みは継続してはどうか。

○　一方で、現行の加算では、加算を目的とした形式的な一般就労への移行を誘発させかねないことから、加算の仕組みを下記のとおり見直してはどうか。

- 現在、「就労定着者数」に応じた評価としているが、定員や利用者の規模に応じた評価を行う観点から、「定員や施設外就労の利用者に対する就労定着者数の割合」に応じた評価としてはどうか。
- 利用者のニーズを踏まえた支援を行う場合、特定の事業所に集中することは想定されにくいため、一事業所から同一の就職先に就職した場合、就労定着者数として計上する人数に上限を設けてはどうか（例えば、５人まで）。
- 当該加算は、一般就労へ移行させ、一定期間定着させるための労力を評価するものであることから、当該事業所の運営法人への就職（関係法人を含む）は、0.5人分として就労定着者数に計上することとしてはどうか。
- 一般就労に向けた支援と復職に向けた支援は性質が異なることを踏まえ、復職支援は就労移行支援体制加算とは別の形で評価することを検討してはどうか。

【論点2】一般就労への移行・定着に向けた支援について（就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）

3 検討の方向性

○ 障害者一人ひとりに応じた就労支援を行う上で、一般就労前に時間をかけた方が評価される現行制度が課題であるという指摘や、就労移行支援事業所等から一般就労した後の6か月間は送り出した事業所が定着支援を行うことになっているものの、事業所によっては支援にばらつきがあり、支援のつながりが切れてしまう場合があるという実情を踏まえ、一般就労への移行から定着まで切れ目のない支援ができるように見直してはどうか。具体的には、一般就労後、一定期間（6か月を想定）は、送り出した事業所が支援回数・内容に応じて報酬を算定できる仕組みとしてはどうか。

○ 加えて、本人が短期間で離職し、別の一般就労先を探そうとする場合に、同じ事業所が一貫して支援できるよう、本人が短期間で離職した場合は、6か月の上限なく、引き続き同じ就労移行支援事業所が支援を続けられるようにしてはどうか。ただし、その場合でも、支援全体を通して、就労移行支援の標準利用期間（2年間。必要に応じて最大1年間の更新可）内の期間とし、また、一般就職後の支援は6か月に限ることとしてはどうか。

○ 就労移行支援について、短期間で一般就労に送り出す就労移行支援事業所を評価するため、利用定員に対する就労定着者の割合区分「5割以上」より上の基本報酬区分を設けてはどうか。また、就労移行支援事業による一般就労への移行における就労定着者数の計上について、論点1における就労移行支援体制加算に対する要件と同様の要件を設けてはどうか。

○ 就労定着支援について、企業のナチュラルサポートを促す観点から、また、一般就労後2年目以降については利用者負担が発生することも多いことを踏まえ、支援の濃度に応じた段階的な報酬設定としてはどうか。

【論点3】在宅支援について（就労移行支援、就労継続支援）

検討の方向性

＜利用者の要件＞

○　就労移行支援や就労継続支援の趣旨は、利用者の「知識及び能力の向上」であり、本人の自立を促す観点から、通所による支援の方が支援効果が期待できる場合は通所による支援を受けることが望ましい。

　このため、在宅支援の対象者要件については、単に支援効果が認められるのみならず、「通所を上回る支援効果が認められる者」としてはどうか。また、「通所を上回る支援効果が認められる者」については、以下の場合としてはどうか。

①通所が困難な者（重度者・地理的要因（離島・豪雪地帯等））
②通所支援を行うために、まずは在宅支援を必要とする者（ひきこもり状態である者等）
③在宅での一般就労に向けて、在宅での支援を必要とする者（在宅での一般就労を希望している者であり、集中力があり、自立して作業ができる者に限定される）

＜事業所の要件・報酬＞

○　さらに、在宅支援が適切に実施されるよう、在宅支援が提供できる事業所については、以下のとおりとしてはどうか。

- 在宅支援を実施するための基本的な要件に加え、在宅支援を提供する対象者の類型に応じた要件を設けてはどうか。（※1）
- 在宅支援については、事業所の運営費等が一定程度抑えられていると考えられることから、基本報酬を一定程度引き下げるとともに、定員に対する在宅支援利用者の割合に一定の上限を設けてはどうか。ただし、積極的な在宅支援を行っている場合は、従前どおりの単価とするとともに、割合の上限を設けないこととしてはどうか。（※2）
- 在宅支援の提供を希望するサービス提供事業所は、あらかじめ指定権者に「在宅支援の内容に関するチェックリスト」（※3）を提出することとし、指定権者が当該事業所が報酬算定要件を満たしているか確認できるようにしてはどうか。

【論点3】在宅支援について（就労移行支援、就労継続支援）

検討の方向性

※1・2　在宅支援を実施するための事業所要件や、従前どおりの基本報酬を算定する要件のイメージ

対象者の要件	事業所の共通要件	事業所の対象者別要件	従前どおりの単価とする要件
①通所が困難な者（重度者・地理的要因（離島・豪雪地帯等））	＜現行の要件＞ ・事業所と利用者がチャット等の文面上で随時コミュニケーションを取れる環境が整備されている ・訓練状況及び支援状況の動画ファイル又は静止画像等を提供できる（注1） ・緊急時の対応ができる ・本人のアセスメントができている 等	・利用者の障害特性に応じた在宅支援プログラムが提供されている。	下記をすべて満たしていること ・生産活動要件：在宅の利点が活かされる高単価の生産活動を行っている。（動画作成、HP作成、プログラミング等） ・訓練要件：在宅支援でなければできない支援（注2）が適切かつ確実に提供されている。 ・コミュニケーション要件：事業所と利用者が動画やバーチャル環境で常にコミュニケーションを取れる環境が整備されている。 ・上記を含め、あらかじめ指定権者にチェックリストを提出し、確認を受けていること。
②通所支援を行うために、まずは在宅支援を必要とする者（ひきこもり状態である者等）		・段階的に通所に移行するためのプログラムが提供されている。 ・在宅の支給決定上限は3か月とし、市町村が3か月ごとに支援の効果等を踏まえ更新の要否を判断する。	
③在宅での一般就労に向けて、在宅での支援を必要とする者（在宅での一般就労を希望している者であり、集中力があり、自立して作業ができる者に限定）		・原則として、就労移行支援に限る。 ・就労移行支援や就労選択支援と連携し、一般就労への送り出し体制を整えている。 ・生産活動として、一般就労の労働市場においても一定の需要がある業種（動画作成、HP作成、プログラミング等）を実施している。	

注1　現行では努力義務とされている「訓練状況及び支援状況については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくこと」を必須条件とする

注2　在宅での環境下における自己発信、セルフマネジメント、コミュニケーション能力のトレーニング

※3　在宅支援の内容に関するチェックリスト項目案（事業所）

在宅支援が運営規程に明記されているか/支援内容（作業内容）/報酬算定の要件や従前通りの単価とする要件を満たしているか/ガイドラインに沿って適切な支援を実施しているか　等を想定。在宅支援で報酬算定を行うためには、事業所はあらかじめ指定権者にチェックリストを提出していること。

【論点3】在宅支援について（就労移行支援、就労継続支援）

検討の方向性

＜要件確認の流れ＞

○　上記の要件について、市町村においては、以下のとおり確認することとしてはどうか。

1. 利用者が支給申請を行う際に、支給申請書と併せて、対象者要件を満たしているか確認する。
2. 対象者要件を満たしていることが確認できた場合は、サービス等利用計画案の提出依頼に進み、支給決定手続きを進める。
3. 支給決定後、在宅支援による報酬の請求があった場合、市町村は、必要に応じて、サービス提供事業所が適切に在宅支援を実施できるプログラムや支援体制を有しているか、当該事業所や指定権者に確認の上、報酬算定の可否を判断する。

○　また、指定権者においては、事業所から提出されたチェックリストを確認した後も、運営指導時において、事業者が提供した在宅支援の類型や、事業所におけるプログラムや支援体制が適切であるか確認を行うこととしてはどうか。

（例）・在宅支援を行っていることが分かる動画ファイル等を提出させ、確認する
・利用者の自宅が遠方でないか
・緊急時に対応できるか

＜自宅以外での利用＞

○　在宅支援については「自宅以外」での利用も認められているが、自宅以外の在宅支援については、対象者要件を満たしたうえで、「離島等の地理的な要因により通所可能な範囲に事業所がない」、かつ、「自宅には設置できない設備がある」場合のような、極めて限定的な場合に限ることとしてはどうか。

　このような支援についても、市町村や指定権者において適切性を確認できる場合に限り報酬算定ができるようにすべきであることから、「自宅以外」で自宅に準じて在宅支援を報酬算定するためには、「事業所が場を確保し在宅支援として適切な環境を担保する」（カフェ等は不可）するとともに、当該場を事業所の運営規程に明記することとし、指定権者は必要に応じて、運営規程に明記された遠隔支援の場がサービス提供が行われる場として適切であるか確認することとしてはどうか。その際、指定権者が必要に応じて実地確認を行うことができるよう、障害者総合支援法第48条「当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所」について、当該遠隔支援の場が該当する旨を明確にしてはどうか。

【論点４】施設外就労について（就労移行支援、就労継続支援）

検討の方向性

○　施設外就労先における支援について報酬が算定できるのは、施設外就労先において、就労移行支援や就労継続支援が適切に提供された場合に限られる。そのため、指定権者が、施設外就労先において適切な支援が提供されているか十分に確認することができるよう、下記の見直しを行ってはどうか。

- 事業所は、請負期間や請負金額が小規模である場合を除き、すべての施設外就労先について、運営規程等に、「企業名」「代表者名」「住所名」「生産活動内容」「利用人数の規模」「実施予定期間」等を明記することとしてはどうか。
- 施設外就労先の可能な範囲は、指定権者が定める範囲内（「県内」「事業所の所在地から2時間以内」等）に限ることとし、運営規程においてその要件を満たしている旨を明記することとしてはどうか。
 （例：定める範囲が「事業所の所在地から2時間以内」の場合、運営規程に「A企業（事業所から１時間40分）」と記載）
- 原則として、月２日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこととしてはどうか。
- 施設外就労先において、安価な労働力として事業所に作業を発注したり、介護給付費を原資として利用者の賃金や工賃を払うことがないよう、施設外就労先ごとの収支状況を確認することとする。具体的には、請負期間や請負金額が小規模である場合を除き、施設外就労先ごとの「生産活動シート」を作成し、指定権者に提出するとともに、事業所ホームページにおいて公表させることとしてはどうか。
- 指定権者が必要に応じて実地確認を行うことができるよう、障害者総合支援法第48条「当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所」について、施設外就労を行っている場所が該当する旨を明確にしてはどうか。

【論点5】支給決定の厳格化について（就労移行支援、就労継続支援）

検討の方向性

○　本人の希望や状態像等に応じて適切なサービスにつながることが本人の自立に資すると考えられることから、特に就労継続支援B型の利用申請の際には、市町村は支給決定の適否をチェックリスト（※）により判断してはどうか。

（※）明らかに適切ではないと思われる事例に対し、市町村において必要な判断ができるようにすることを想定

○　その際、就労選択支援を経ずにサービスを利用できる「就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者」について、具体的な判断基準を示してはどうか。

【チェックリスト項目（例）】

＜就労継続支援B型の新規利用申請の場合＞

1　本人の意向・利用目的を確認する

ー　本人が就労継続支援B型を利用する具体的な目的や理由の妥当性を確認する

2　対象者要件を確認する

ー　「就労経験がある者（※1）であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者」であることを確認する

（※1）「就労経験がある者」について、「企業等との雇用契約に基づく就労経験がある者」と明示してはどうか

ー「就労経験がない者」又は「就労経験がある者でも、年齢や体力の面以外で（※2）一般企業に雇用されることが困難となった者」については、就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われているかを確認する

（※2）「年齢や体力の面以外」の場合について、以下を例として明示してはどうか
（案）職務内容や職場環境とのミスマッチによる離職、健康上の理由による離職、就労能力やスキル面の理由による離職、家庭や生活環境などの理由による離職など

3　アセスメント結果の活用

ー　年齢や体力等により一般就労が難しいという場合を正しく判断しているか

2. 就労継続支援A型に係る報酬・基準について

就労継続支援A型に係る論点

論点1　スコア方式による評価項目の見直しについて

※　本日の議論等も踏まえ、さらに論点を追加する予定

3. 就労継続支援B型に係る報酬・基準について

就労継続支援B型に係る論点

論点1　スコア方式の導入について

※　本日の議論等も踏まえ、さらに論点を追加する予定

【論点1】スコア方式の導入について

検討の方向性

○ 就労継続支援B型は、平均工賃月額のみによる評価ではなく、多様な観点による評価を行うこととしてはどうか。

○ その際、障害の程度や支援時間、支援内容についても勘案することとしてはどうか。また、利用者に対して適切な支援が提供されているかについて第三者が確認することができるよう、事業運営の透明性や地域への貢献度についても勘案することとしてはどうか。加えて、指定基準のなかで特に遵守するべき項目について、未達成の場合に厳しく評価することとしてはどうか。

※ 在宅支援や施設外就労等の適切な実施のための要件等については、別途検討（横断的事項　論点3・4等）。

○ また、平均工賃月額を算定するに当たり、「年間開所日数」は利用者の年間利用上限日数である269日を上限としてはどうか。

（多様な観点からの評価のイメージ）

評価指標	
A.主たる項目	
① **平均工賃月額**	利用者の平均工賃月額により評価
② **支援時間**	１日の平均サービス提供時間により評価 ※利用者の障害特性等により、平均サービス提供時間が短くなる場合の配慮を検討
③ **障害の程度**	利用者の障害の程度により評価
B.従たる項目	
④ **地域連携活動**	地元企業と連携した高付加価値の商品開発等地域と協働した生産活動、研修講師等の地域貢献活動の取組実績により評価　　※施設外就労についても、この項目の中で評価
⑤ **個別支援**	利用者の個別の状況等に応じ、利用者本位の支援を行った場合に評価
⑥ **支援体制**	福祉分野の従事年数や有資格者の配置を評価
⑦ **事業の透明性**	第三者評価等を行った場合や児童系サービスで導入されている自己評価を行った場合などに評価
⑧ **指定基準の遵守**	指定基準のなかで特に遵守するべき項目について、未達成の場合に厳しく評価

4. 就労定着支援に係る報酬・基準について

就労定着支援に係る論点

論点１　基本報酬や加算における就労定着者の考え方について

※　本日の議論等も踏まえ、さらに論点を追加する予定

5. 就労選択支援に係る報酬・基準について

就労選択支援に係る論点

論点１　地域連携について

論点２　誘導行為等への対策について

論点３　離島等における支援について

※　本日の議論等も踏まえ、さらに論点を追加する予定